

資料

1 計画策定体制

瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会要綱

平成 16 年 11 月 1 日
告示第 27 号

(設置)

- 第 1 条 次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号。以下「法」という。)第 21 条の規定に基づき、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(組織)

- 第 2 条 協議会は、委員 25 人以内をもって組織する。
2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

- 第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

- 第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。
2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第 5 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。
2 会長は、特に必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。
3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(庶務)

- 第 6 条 協議会の庶務は、子育て支援課において処理する。

(その他)

- 第 7 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この告示は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 25 日告示第 6 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

平成 21 年度瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会委員名簿

(敬称略)

職 種	職 名	氏 名
親子クラブ代表	福田キッズクラブ会長	末石 文恵
保育園長	牛窓ルンビニ保育園長	黒井 覚然
	瀬戸内市立邑久保育園長	大森 恭子
幼稚園長	瀬戸内市立牛窓東幼稚園長	岡本 みさ子
子育て支援組織代表	瀬戸内市子育て支援ネットワーク代表	四十塚 和晃
学童保育代表	瀬戸内市学童保育連絡協議会長	武内 淳一
市 PTA 代表	瀬戸内市 PTA 連合会長	久米 康晴
小・中学校校長	瀬戸内市立玉津小学校長	齋藤 祥子
青少年育成センター	瀬戸内市立青少年育成センター所長補佐	横川 直季
教育委員会代表	瀬戸内市教育委員会教育委員長職務代理者	入江 明美
	瀬戸内市教育委員会教育次長	福池 敏和
民生委員児童委員代表	瀬戸内市立民生委員児童委員協議会長	入江 誠一郎
主任児童委員代表	瀬戸内市主任児童委員代表	水田 正子
愛育委員会代表	瀬戸内市愛育委員会会長	坂本 富子
栄養委員会代表	瀬戸内市栄養委員会会長	松本 玲子
職業安定所	西大寺公共職業安定所総括職業指導官	清水 信行
企業代表	株式会社大町代表取締役社長	秋山 秀行
	日本オリーブ株式会社総務部次長	為房 謙二
商工会事務局長	瀬戸内市商工会事務局長	木村 末廣
社会福祉協議会事務局長	瀬戸内市社会福祉協議会事務局長	三浦 志津子
保健師代表	瀬戸内市保健福祉部健康づくり推進課課長補佐	小竹 寿子

会長 副会長

2 策定経過

平成 21 年

- 1 月～2 月 アンケート調査の実施（就学前児童調査、小学校児童調査）

- 5 月 21 日 平成 21 年度 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 第 1 回会議
 次世代育成支援地域行動計画（後期計画）について
 後期計画策定のためのアンケート調査結果について
 平成 20 年度次世代育成支援地域行動計画に基づく措置の実施状
 況及び平成 21 年度の実施計画について
 意見交換

- 7 月 30 日 平成 21 年度 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 第 2 回会議
 後期計画策定のための人口推計について
 後期計画策定のための推計ニーズ量と目標事業量について
 瀬戸内市における子育て支援環境全般の課題について

- 10 月 8 日 平成 21 年度 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 第 3 回会議
 後期計画策定のための推計ニーズ量と目標事業量について
 瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）基本方向（案）
 について

- 11 月 27 日 平成 21 年度 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 第 4 回会議
 瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）〔素案〕につい
 て

- 12 月 パブリックコメントの実施（12 月 11 日～1 月 12 日）

平成 22 年

- 2 月 10 日 平成 21 年度 瀬戸内市次世代育成支援対策推進協議会 第 5 回会議
 瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）〔案〕について

3 関係法令

3 1 少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

- 第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。
- 2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配慮し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。
 - 3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。
 - 4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。

（国の責務）

第3条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

(施策の大綱)

第7条 政府は、少子化に対処するための施策の指針として、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の大綱を定めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第9条 政府は、毎年、国会に、少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを産み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有効に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを産み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを産み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを産み、育てる者を支援する地域

社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊産婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療(助産を含む。)が提供される体制の整備等安心して子どもを産み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第 15 条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを産み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第 16 条 国及び地方公共団体は、子どもを産み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第 17 条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを産み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

第 3 章 少子化社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第 18 条 内閣府に、特別の機関として、少子化社会対策会議(以下「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 第 7 条の大綱の案を作成すること。

- 二 少子化社会において講ぜられる施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、少子化社会において講ぜられる施策に関する重要事項について審議し、及び少子化に対処するための施策の実施を推進すること。

(組織等)

第 19 条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法(平成 11 年法律第 89 号)第 9 条第 1 項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(平成 15 年政令第 385 号で平成 15 年 9 月 1 日から施行)

3 2 次世代育成支援対策推進法 (平成15年法律第120号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

(基本理念)

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念(次条及び第7条第1項において「基本理念」という。)にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画

- 並びに第 12 条第 1 項の一般事業主行動計画及び第 19 条第 1 項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次世代育成支援対策の内容に関する事項
 - 三 次条第 1 項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 2 項に規定する保育の実施の事業、同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第 2 項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準
 - 四 その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項
 - 3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。
 - 4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の市町村行動計画及び第 9 条第 1 項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。
 - 5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第 2 節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

（市町村行動計画）

- 第 8 条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5 年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5 年を 1 期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
 - 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
 - 3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
 - 4 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 5 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県に提出しなければならない。
 - 6 市町村は、毎年少なくとも 1 回、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 市町村は、市町村行動計画の策定及び市町村行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため

必要な協力を求めることができる。

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「都道府県行動計画」という。)を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期
- 三 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、主務大臣に提出しなければならない。

6 都道府県は、毎年少なくとも1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

7 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第 12 条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が 300 人を超えるものは、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下同じ。）を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

4 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの（第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。）は、行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣にその旨を届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも同様とする。

5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表するよう努めなければならない。

6 第 1 項に規定する一般事業主が同項の規定による届出又は第 3 項の規定による公表をしない場合には、厚生労働大臣は、当該一般事業主に対し、相当の期間を定めて当該届出又は公表をすべきことを勧告することができる。

（一般事業主行動計画の労働者への周知等）

第 12 条の 2 前条第 1 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

2 前条第 4 項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

3 前条第 6 項の規定は、同条第 1 項に規定する一般事業主が第 1 項の規定による措置を講じない場合について準用する。

（基準に適合する一般事業主の認定）

第 13 条 厚生労働大臣は、第 12 条第 1 項又は第 4 項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（表示等）

第 14 条 前条の規定による認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品又は役務、その広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、広告等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が第 13 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき、その他認定一般事業主として適当でなくなったと認めるときは、同条の認定を取り消すことができる。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主が、当該承認中小事業主団体をして次世代育成支援対策を推進するための措置の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。)であって、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項の相談及び援助を行うものとして適当でなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、当該募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第 2 項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第 5 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 5 条の 4、第 39 条、第 41 条第 2 項、第 48 条の 3、第 48 条の 4、第 50 条第 1 項及び第 2 項並びに第 51 条の 2 の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第 3 項及び第 4 項の規定はこの項において準用する同条第 2 項に規定する職権を行う場合について準用する。この場合において、同法第 37 条第 2 項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法(平成 15 年法律第 120 号)第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第 2 項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第 2 項及び第 42 条の 2 の規定の適用については、同法第 36 条第 2 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の 2 中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「次世代育成支援対策推進法第 16 条第 4 項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施の促進に努めなければならない。

(一般事業主に対する国の援助)

第18条 国は、第12条第1項又は第4項の規定により一般事業主行動計画を策定する一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、公表若しくは労働者への周知又は当該一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように必要な助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第4節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する次世代育成支援対策に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を策定するものとする。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく措置の実施の状況を公表しなければならない。

6 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく措置を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第5節 次世代育成支援対策推進センター

第20条 厚生労働大臣は、一般事業主の団体又はその連合団体(法人でない団体又は連合団体であって代表者の定めがないものを除く。)であって、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認めるものを、その申請により、次世代育成支援対策推進センターとして指定することができる。

2 次世代育成支援対策推進センターは、一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うものとする。

3 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターの財産の状況又はその業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、次世代育成支援対策推進センターに対し、

その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 4 厚生労働大臣は、次世代育成支援対策推進センターが前項の規定による命令に違反したときは、第1項の指定を取り消すことができる。
- 5 次世代育成支援対策推進センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第2項に規定する業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第1項の指定の手続その他次世代育成支援対策推進センターに関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雑則

（主務大臣等）

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

- 2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。
- 3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

（権限の委任）

第23条 第12条から第16条までに規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第5章 罰則

第24条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又100万円以下の罰金に処する。

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 37 条第 2 項の規定による指示に従わなかった者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 26 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 14 条第 2 項の規定に違反した者

二 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 20 条第 5 項の規定に違反した者

第 27 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 24 条、第 25 条又は前条第一号から第三号までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 7 条及び第 22 条第 1 項の規定は公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から、第 8 条から第 19 条まで、第 22 条第 2 項、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条第一号から第三号まで及び第 27 条の規定は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 27 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 次世代育成支援対策推進センターの役員又は職員であった者の第 20 条第 2 項に規定する業務に関して知り得た秘密については、同条第 5 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(検討)

第 3 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 17 年法律第 25 号） （抄）

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 10 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 18 年法律第 50 号） （抄）

（施行期日）

- 1 この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

（調整規定）

- 2 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 号）の施行の日が施行日後となる場合には、施行日から同法の施行の日の前日までの間における組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号。次項において「組織的犯罪処罰法」という。）別表第 62 号の規定の適用については、同号中「中間法人法（平成 13 年法律第 49 号）第 157 条（理事等の特別背任）の罪」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 334 条（理事等の特別背任）の罪」とする。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の場合において、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における組織的犯罪処罰法の規定の適用については、第 457 条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧中間法人法第 157 条（理事等の特別背任）の罪は、組織的犯罪処罰法別表第 62 号に掲げる罪とみなす。

3 3 児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 85 号）（抄）

第 4 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 3 号中「第 24 条第 2 項」を「第 24 条第 4 項」に改める。

第 8 条第 7 項を第 8 条第 8 項とする。

第 8 条第 6 項の次に次の一項を加える。

7 市町村は、定期的に、市町村行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、市町村行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 9 条第 1 項中「子育ての支援」の下に「、保護を要する子どもの養育環境の整備」を加える。

第 9 条第 7 項を第 9 条第 8 項とする。

第 9 条第 6 項の次に次の一項を加える。

7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第 12 条第 1 項中「300 人」を「100 人」に改める。

第 12 条第 4 項中「300 人」を「100 人」に改める。

第 12 条第 4 項中「（第 16 条第 1 項及び第 2 項において「中小事業主」という。）」を削る。

第 16 条第 1 項中「中小事業主が」を「一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のもの（以下この項及び次項において「中小事業主」という。）が」に改める。

附 則（抄）

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 3 条及び第 9 条の規定 公布の日
- 二 第 3 条中次世代育成支援対策推進法第 4 条、第 7 条から第 9 条まで及び第 22 条の改正規定 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第 2 条の規定及び第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 7 条から第 9 条までの改正規定並びに附則第 5 条及び第 17 条の規定 平成 22 年 4 月 1 日
- 四 第 4 条中次世代育成支援対策推進法第 12 条及び第 16 条の改正規定並びに附則第 8 条の規定 平成 23 年 4 月 1 日

（一般事業主行動計画の公表に関する経過措置）

第 6 条 第 3 条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法（次項及び次条において「新法」という。）第 12 条第 3 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 1 項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第 12 条第 5 項の規定は、この法律の施行の日以後に同条第 4 項に基づき策定

し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の労働者への周知に関する経過措置)

第7条 新法第12条の2第1項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第1項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

2 新法第12条の2第2項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第12条第4項に基づき策定し、又は変更した一般事業主行動計画について適用する。

(一般事業主行動計画の届出に関する経過措置)

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定の施行の際現に常時雇用する労働者の数が100人を超え、300人以下である次世代育成支援対策推進法第12条第1項に規定する一般事業主が第4条の規定による改正前の次世代育成支援対策推進法第12条第4項の規定により届け出た一般事業主行動計画(附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をその計画期間に含むものに限る。)は、第4条の規定による改正後の次世代育成支援対策推進法第12条第1項の規定により届け出た一般事業主行動計画とみなす。

(その他の経過措置の政令への委任)

第9条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

4 用語解説

《あ行》

育児休業・介護休暇制度

平成 4 年より施行された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定められた制度のこと。この法律は、育児や家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活の両立を支援することを目的とした、総合的な内容のものであるとともに、すべての事業所に適用される。

一時預かり事業

保護者の断続的・短時間の就労や保護者の疾病等により一時的に保育に欠ける保育所の入所基準の対象とならない就学前の児童に対し、保育所において保護者によって一時的に保育するサービスのこと。

一般世帯

住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、前記の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者のこと。

延長保育事業

保育所が通常の開所・閉所時間を超えて行う保育サービスのこと。(11 時間以上の開所に対して 30 分以上が該当)

NPO(民間非営利組織)

Non Profit Organization の略称で、不特定多数を対象に営利を目的としない社会貢献活動を行う団体のこと。平成 10 年に法人格を付与することにより活動を支援することを目的とした特定非営利活動促進法が成立。

《か行》

外国人登録人口

外国人登録法に基づき市町村に登録された日本に 90 日以上住み、外国籍をもつ人(外国人)の人口のこと。

学習障害(LD)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すもの。LD は、Learning Disabilities の略称。

学校評議員

校長の求めに応じ、それぞれの責任において学校運営や教育活動、学校と家庭や地域社会の連携に関することなどについて意見を述べ助言を行う人のこと。

家庭児童相談室

都道府県または市町村が設置する福祉事務所において、家庭における適性な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るための相談指導業務を専門に行う部署のこと。

家庭相談員

家庭児童相談室に配置される相談指導業務を行う人のこと。

休日保育事業

保育所が日曜日や祝祭日に提供する保育サービスのこと。

健全育成

すべての子どもの生活の保全と情緒の安定を図って、一人ひとりの個性と発達段階に応じて、全人格的に健やかに育てること。

高機能自閉症(HA)

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないもの。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども的人数に相当する。

行動計画策定指針

国が次世代育成支援対策推進法第7条第1項の規定に基づき、(1)次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項、(2)次世代育成支援対策の内容に関する事項、(3)その他次世代育成支援対策の実施に関する重要事項を定めたもの。

コーホート変化率法

同じ年(または同じ期間)に生まれた人の集団について、過去における実績人口の変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

国勢調査

日本に住んでいるすべての人を対象に、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、大正9年から5年毎に10月1日を基準日に実施する国の最も基本的な統計調査のこと。

子育てガイドブック

各種の子育て支援サービスの紹介、子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめた冊子のこと。

子育てサークル

情報交換や交流の場づくりなど、市民が自主的に行う子育て支援活動のこと。

子育て支援マップ

地図上で公園、広場、散策路や施設バリアフリー情報など、子育てに関する様々な情報を分かりやすくまとめたものこと。

子育て短期支援事業

子どもを家庭で養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設などで短期間子どもを預かる事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）、夜間養護事業（トワイライトステイ事業）がある。

子ども110番制度

児童が登下校などの際、万一人等などに追われたとき、一時的に避難できる場所として、住宅、商店、事務所などが「子ども110番の家」として登録されている制度のこと。

《さ行》

思春期保健対策

思春期の抱える問題（性、性感染症、薬物等）に対して、自主的な活動をするための教育のこと。

事業所内保育施設

企業内または事業所の近辺に用意された育児中の従業員向けの託児施設のこと。

シックハウス

建材に使用された接着剤や塗料、防虫剤など化学物質の影響により、頭痛、吐き気、目の痛みなど様々な健康被害を生じさせる現象のこと。

児童館

児童（0～18歳未満）に健全な遊びを与えて、その健康を増進し又は情操を豊かにすることを目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設のこと。事業内容や規模によって、小型児童館、児童センター、大型児童館、A型、B型、C型等に分類されている。

児童虐待

児童に対して、身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加える身体的虐待、わいせつな行為または児童にわいせつな行為をさせる性的虐待、心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠るネグレクト（放置、保護の怠慢）、心理的外傷を与える言動を行うなどの心理的虐待を加えること。

児童相談所

児童福祉法に基づき18歳未満の児童の福祉や健全育成に関する諸般の相談、調査、判定、児童福祉施設への入所や児童またはその保護者への相談援助活動を行う専門機関のこと。

児童扶養手当

児童扶養手当法に基づき父母の離婚などにより父親と生計をもとにしていない児童の母親、あるいは母にかわってその児童を養育している保護者等に対し、児童の健やかな成長を目的とし支給される手当のこと。

自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害のこと。

就学指導委員会

障害のある児童生徒の心身の障害の種類、程度などの判断について専門的見地から調査審議を行うため、市町村の教育委員会に設置されている機関のこと。

住民基本台帳人口

住民基本台帳法に基づき市町村に備えてある住民基本台帳に記録されている住民の人口のこと。

主任児童委員

児童福祉に関する事項を専門的に担当する児童委員のこと。

食育

健全で豊かな食生活を送るために必要な食事の自己管理能力を養う教育のこと。

ショートステイ(短期入所生活援助事業)

保護者の疾病や就労、その他身体上若しくは精神上または環境上の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で子どもを預かるサービスのこと。

人口置換水準

長期的に人口が安定的に維持される合計特殊出生率の水準のこと。標準的な水準は 2.1 前後、近年の日本における値は 2.07 ~ 2.08 であるが、男女の出生性比等の違いによって変動する。

スクールカウンセラー

心の悩みや問題に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置される、臨床心理士・精神科医などカウンセリングの専門家のこと。

スクールサポーター

家庭訪問を通じた不登校児童や保護者への支援、家庭や地域の民生委員児童委員、適応指導教室等との連携に取り組むなど、地域の教職経験者や青少年団体指導者等の人材を活かして、小・中学校に配置された教育活動の指導者のこと。

総合型地域スポーツクラブ

より身近なところで気軽にスポーツや運動に親しめ、かつ健康づくり・生きがいづくり・仲間づくりができるよう小学校等を拠点に子どもから高齢者まで幅広い人が参加できる地域スポーツクラブのこと。

《た行》

第三者評価

福祉サービス等の利用者が質の高いサービスを選択できるよう、サービス事業者が提供するサービスの質を公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価すること。

男女共同参画

男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的、及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべきとの考え方のこと。(平成 11 年に男女共同参画社会基本法が成立)

地域子育て支援拠点事業

子育て親子の交流の促進、子育て等に関する相談・援助の実施、地域の子育て関連情報の提供、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施を基本事業として、常設のつどいの場を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施する「ひろば型」、地域の子育て支援情報の収集・提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能すると共に、地域支援活動を実施する「センター型」、児童館で一定時間、つどいの場を設け、子育て支援活動従事者による地域の子育て支援のための取組を実施する「児童館型」がある。

地域子育て支援センター

「地域子育て支援拠点事業」を参照

注意欠陥・多動性障害 (ADHD)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力及び(または)衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で社会的な活動や学業に支障を来すもの。ADHD は、Attention Deficit Hyperactivity Disorder の略称。

つどいの広場事業

主に乳幼児をもつ親とその子どもが公共施設内のスペースなどで気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図るとともに、子育てアドバイザーによる子育て・悩み相談や子育てに関する講習を実施する事業のこと。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に障害を有する 20 歳未満の児童の福祉増進を図ることを目的として、その児童の保護者に対して支給される手当のこと。

特別障害者手当

特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき、精神又は身体に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な 20 歳以上の在宅障害者に支給される手当のこと。

ドメスティックバイオレンス(DV)

同居関係にある配偶者や内縁関係や両親・子・兄弟・親戚などの家族から受ける家庭内暴力のこと。近年では、同居の有無を問わず、元夫婦や恋人など近親者間に起こる暴力全般を指す場合もある。

《な行》

認可保育所

保護者が働いていたり、あるいは疾病等の理由により、家庭で十分保育することのできない児童を、保護者に代わり保育することを目的に設置された児童福祉法に基づく児童福祉施設のこと。認可保育所には、市町村が運営する公立保育所と社会福祉法人などが運営する私立保育所がある。

《は行》

発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

建物内の段差の解消等物理的障壁を除去すること。本来は建築用語であったが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられている。

晩婚化

世間一般の平均初婚年齢が以前と比べて高くなる傾向のこと。

ひとり親家庭等医療費の助成

死別・離婚等により18歳未満の児童を養育している母又は父、及び養育者の方とその児童を対象に、医療保険により医療に要した費用のうち自己負担分について、全部又は一部を助成する制度のこと。

病児・病後児保育事業

保育所、幼稚園、小学校（低学年）に通っている児童等が病気回復期であり、集団保育の困難な期間、その児童を一時的に預かる事業で、病院や保育所等の付設の専用スペースで、看護師等が地域の病児を一時的に預かる事業「病児対応型」、病院・保育所等の付帯の専用スペースで、地域の病後児を一時的に預かる事業「病後児対応型」、保育所での保育中に体調不良となった児童を一時的に預かる事業「体調不良児対応型」がある。

ファミリーサポートセンター事業

子育ての手伝いをしたい人（協力会員）と、手伝いを頼みたい人（依頼会員）がそれぞれファミリーサポートの会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員組織で、市町村が設置・運営を行う事業のこと。

ブックスタート事業

赤ちゃんとその保護者に絵本や子育てに関する情報などが入ったブックスタート・バックを手渡し、絵本を介して心ふれあうひとときを持つきっかけをつくる事業のこと。

保育サポーター

子育て OB 等のボランティアが子育てやしつけに関する悩みや不安を抱く親への相談に応じたり、アドバイス等を行うボランティアのこと。

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

共働き家庭の児童（概ね小学校1～3年生）を対象として、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供する事業のこと。

暴力防止/人権教育プログラム(CAP)

子どもたちが自分自身の権利について理解し、その権利を奪おうとする虐待やいじめなど、あらゆる暴力に対し、心とからだに知恵をもって自分を守るための教育プログラムのこと。CAPは、Child Assault Prevention の略称。

母子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭または寡婦の経済的自立と、生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低利で貸付ける制度のこと。

《ま行》

民生委員児童委員

都道府県知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱しており、その主な職務は、市民の相談、援助活動、福祉サービスの情報提供、福祉事務所、児童相談所等の関係行政機関への協力などの活動を行う人のこと。

《や行》

夜間保育事業

保護者の就業形態の多様化など夜間就労している保護者に対応する保育サービスのこと。
(開所時間は原則として概ね 11 時間、おおよそ 22 時まで)

ユニバーサルデザイン

障害の有無や年齢、性別、国籍にかかわらず、誰もが使いやすい施設、製品、環境、サービス等のデザインのこと。

幼稚園の預かり保育

幼稚園の教育時間終了後、保護者の希望に応じて、時間を延長して幼稚園児を預かること。
(保育時間は幼稚園によって異なる。)

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護ができるよう、関係機関における対象の子ども等に関する情報や考え方の共有、支援内容の協議を行う児童福祉法に規定された協議会のこと。

《ら行》

臨床心理士

心の悩みや問題を軽減したり、解決するために、臨床的な心理学の技法を用いて心理療法を行う専門職のこと。

《わ行》

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

瀬戸内市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)

平成 22 年 3 月発行

発 行 瀬戸内市

編 集 瀬戸内市保健福祉部子育て支援課

〒701-4264 瀬戸内市長船町土師 277 番地 4

保健福祉センターゆめトピア長船

電話 (0869) 26-5947
